



令和6年10月1日から 津波一時避難施設の運用を開始します

●問い合わせ／危機対策係

津波一時避難施設とは

津波・大津波警報が発表された際、避難者が何らかの影響により『指定緊急避難場所等』への避難が遅れたときに、少しでも命が助かる可能性を高めるために退避する施設です。

津波一時避難施設は耐震性がありますが、津波に対して必ずしも安全が確保される施設ではありません。津波到達予想時間までに猶予がある場合は、これまでと同様に最寄りの『指定緊急避難場所等』に避難してください。

※避難する際、退避場所以外の場所には立ち入らないようお願いします

町内の津波一時避難施設

○NTT厚岸ビル(住所：真栄1丁目10番地)



- ▷施設周辺の基準水位
約7.2m
- ▷退避場所
3階10.1m（空き会議室など）、屋上
- ▷備蓄品設置場所
3階資材庫

○町営住宅宮園団地 (住所：宮園3丁目5番地)



- ▷施設周辺の基準水位
約6.3m
- ▷退避場所
4階廊下9.05m、5階廊下11.9m
- ▷備蓄品設置場所
5階廊下収納庫

○厚岸町役場(住所：真栄3丁目1番地)



- ▷施設周辺の基準水位
約8.5m
- ▷退避場所
5階展望室15.3m
- ▷備蓄品設置場所
5階展望室収納庫

※基準水位とは、津波が建物などへ衝突したせり上がりを考慮した津波の高さ

各避難施設の設置備蓄品

- 毛布 ●LEDランタン ●簡易トイレ ●トイレ凝固剤 ●カイロ
- アルミブランケット ●簡易トイレ用テント※ ●ストーブ※ ●灯油缶※ など

※厚岸町役場、町営住宅宮園団地のみ設置